

群馬県災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を 群馬県社会福祉協議会と締結します

～災害時において迅速に被災者を支援する体制を整えます～

近年、災害が頻発化・激甚化する中、発災時、より迅速に被災者支援を行うため、県社会福祉協議会と協定を締結します。

これにより、県と県社会福祉協議会の役割分担を明確にし、平時から災害ボランティア支援・連携に向けた体制の整備を行うとともに、災害時に県災害ボランティアセンターが迅速かつスムーズに機能して、ボランティア受入れや関係機関との調整等を行う体制を整えます。

1 協定の概要

- (1) 名 称 群馬県災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定
- (2) 締結先 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
- (3) 内 容 ①群馬県災害ボランティアセンターの設置、運営等
②当該センターに係る県と県社会福祉協議会の役割分担等

県 災害ボランティアセンターの役割

地域における被災者支援のためのボランティア受け入れは、市町村災害ボランティアセンター（以下、市町村センター）が行います。

しかし、大規模な災害が発生した場合、被災による市町村センターの機能低下や、多くのボランティアが被災地に駆けつけることが想定されます。このため、県と県社会福祉協議会の協議により設置した県災害ボランティアセンターが、ボランティア受け入れ・派遣の全体的な調整等を担い、市町村センターを支援します。

2 協定締結式の開催

- (1) 日 時 令和4年9月1日(木) 15時から
- (2) 場 所 県庁昭和庁舎3階 正庁の間
- (3) 出席者 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 会長 かわはら たけお 川原 武男
群馬県生活こども部長、県民活動支援・広聴課長
- (4) その他 協定書取り交わし時に写真撮影を行います。
取材を希望される場合は、当日会場へ直接お越しください。